

みんなで支える森林づくり松本地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 松本地域振興局は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定について地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。